

令和  
2年度

# ごみ・資源収集 カレンダー



「ごみ分別 ママと私で さいかくにん」

環境標語入賞作品 築山小 田中 優衣さん  
環境ホスター入賞作品 豊水小 福田 鍊史郎さん

Tamana City



# 玉名市

東部環境センター

## B地区

- 玉名地区** 玉名町(国道208号線より南側)、築地、山田、滑石、大浜町、北牟田、横田、八嘉、梅林、向迫間
- 横島地区** 大園、京泊、八番、富新、明丑、十番、明豊
- 天水地区** 玉水地区

### ごみ出しルール

|             |   |
|-------------|---|
| ごみ出し時間      | 午前8:00まで  |
| ごみ出し場所      | ●地区ごとに決められているステーション<br>(他のステーションには出さない)<br>●ステーションは自分たちできれいにしましょう。  |
| ごみ出しについての注意 | ●指定のごみ袋または粗大ごみシールを貼り、必ず分別して出すこと。<br>●行政区・氏名をはっきり記入すること。<br>●袋の口は、しっかり結んで出すこと。<br>●生ごみの水切りを十分すること。<br>●スプレー缶は、使いきり穴を開けて出すこと。 |

玉名市環境整備課 ☎75-1118  
東部環境センター ☎75-5050

令和  
2年度

# ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を必ず記入し、  
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

令和  
2年  
4月

各地区のコンテナ回収については「資源物と資源物以外の分別」をご覧ください。

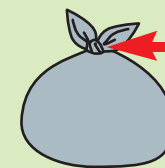
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金   | 土  |
|----|--|--|--|--|---|----|
|    |  |  | 1<br>缶類 ペットボトル<br>  | 2<br>金属類<br>          | 3<br>燃えるごみ<br>   | 4  |
| 5  | 6<br>布類<br>       | 7<br>燃えるごみ<br>    | 8<br>プラスチック類<br>    | 9<br>新聞・チラシ<br>       | 10<br>燃えるごみ<br>  | 11 |
| 12 | 13<br>ガラス類<br>    | 14<br>燃えるごみ<br>   | 15<br>缶類 ペットボトル<br> | 16<br>粗大ごみ<br>        | 17<br>燃えるごみ<br>  | 18 |
| 19 | 20<br>びん類<br>    | 21<br>燃えるごみ<br>  | 22<br>プラスチック類<br>  | 23<br>ダンボール 紙パック<br> | 24<br>燃えるごみ<br> | 25 |
| 26 | 27<br>その他紙類<br> | 28<br>燃えるごみ<br> | 29<br>昭和の日   | 30<br>新聞・チラシ<br>    |   |    |

| 日          | 月   | 火   | 水  | 木   | 金   | 土  |
|------------|---|---|--|---|---|----|
|            |   |   |  |   | 1<br><br>燃えるごみ   | 2  |
| 3<br>憲法記念日 | 4<br>みどりの日  | 5<br>こどもの日  | 6<br>振替休日  | 7   | 8<br><br>燃えるごみ   | 9  |
| 10         | 11<br><br>金属類  | 12<br><br>燃えるごみ  | 13<br> <br>缶類 ペットボトル   | 14<br><br>布類     | 15<br><br>燃えるごみ  | 16 |
| 17         | 18<br><br>ガラス類   | 19<br><br>燃えるごみ  | 20<br><br>プラスチック類   | 21<br><br>びん類    | 22<br><br>燃えるごみ  | 23 |
| 24         | 25<br> <br>ダンボール 紙パック | 26<br><br>燃えるごみ | 27<br> <br>缶類 ペットボトル | 28<br><br>その他紙類 | 29<br><br>燃えるごみ | 30 |
| 31         |   |   |  |   |   |    |

●5月は  
固定資産税 軽自動車税  
の納期です。忘れずに納めましょう。

**注意**

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って  
缶類とペットボトル、ダンボールと紙パック、電池と蛍光管・体温計はそれぞれ別の袋で出してください。  
「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」  
正しい分別にご協力ください。

令和  
2年度

# ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を必ず記入し、  
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

6月

コンテナ回収地区については資源物と有害ごみは、できるだけ、各地区のコンテナ回収区に分別してください。

| 日  | 月   | 火  | 水   | 木   | 金   | 土  |  |
|----|---|--|---|---|---|----|--|
|    | 1<br><br>電池 蛍光管<br>体温計 | 2<br><br>燃えるごみ    | 3<br><br>プラスチック類                         | 4<br><br>金属類                             | 5<br><br>燃えるごみ   | 6  |  |
| 7  | 8<br><br>新聞・チラシ        | 9<br><br>燃えるごみ    | 10<br><br>缶類 ペットボトル<br>ふた・ラベル<br>とる      | 11<br><br>ガラス類                           | 12<br><br>燃えるごみ  | 13 |  |
| 14 | 15<br><br>布類           | 16<br><br>燃えるごみ   | 17<br><br>プラスチック類                        | 18<br><br>粗大ごみ<br>玉名市<br>500円<br>粗大ごみシール | 19<br><br>燃えるごみ  | 20 |  |
| 21 | 22<br><br>びん類         | 23<br><br>燃えるごみ  | 24<br><br>缶類 ペットボトル<br>ふた・ラベル<br>とる     | 25<br><br>ダンボール 紙パック                    | 26<br><br>燃えるごみ | 27 |  |
| 28 | 29<br><br>その他紙類      | 30<br><br>燃えるごみ |  <b>台風の予想進路次第で、ごみの収集を中止にする場合があります。</b> |   |   |    |  |

● 6月は住民税の納期です。忘れずに納めましょう。

# 7月

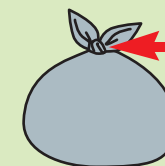
| 日  | 月   | 火  | 水  | 木   | 金  | 土  |
|----|---|--|--|---|--|----|
|    |   |  | 1<br><br>プラスチック類                | 2<br><br>金属類                             | 3<br><br>燃えるごみ                      | 4  |
| 5  | 6<br><br>新聞・チラシ      | 7<br><br>燃えるごみ    | 8<br><br>缶類 ペットボトル<br>ふた・ラベルとる  | 9<br><br>布類                              | 10<br><br>燃えるごみ                     | 11 |
| 12 | 13<br><br>ガラス類       | 14<br><br>燃えるごみ   | 15<br><br>プラスチック類               | 16<br><br>びん類                            | 17<br><br>燃えるごみ                     | 18 |
| 19 | 20<br><br>ダンボール 紙パック | 21<br><br>燃えるごみ   | 22<br><br>缶類 ペットボトル<br>ふた・ラベルとる | 23<br>海の日<br><br>電池 蛍光管<br>体温計<br>(特別収集) | 24<br>スポーツの日<br><br>燃えるごみ<br>(特別収集) | 25 |
| 26 | 27<br><br>その他紙類    | 28<br><br>燃えるごみ | 29<br><br>プラスチック類             | 30<br><br>新聞・チラシ                       | 31<br><br>燃えるごみ                   |    |

●7月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

**注意**

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って  
缶類とペットボトル、ダンボールと紙パック、電池と蛍光管・体温計はそれぞれ別の袋で出してください。  
「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」  
正しい分別にご協力ください。

令和  
2年度

# ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を必ず記入し、  
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

8月

各地区のコンテナ回収日については「資源物」と「可燃ごみ」は、できるだけ、  
コンテナ回収地区については「資源物」と「可燃ごみ」は、できるだけ、  
各地区のコンテナ回収日については「資源物」と「可燃ごみ」は、できるだけ、

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |  |
|----|--|--|--|--|--|----|--|
|    |  |  |  |  |  | 1  |  |
| 2  | 3  | <br>燃えるごみ   | <br>缶類 ペットボトル       | <br>金属類   | <br>燃えるごみ   | 8  |  |
| 9  | 10<br>山の日<br><br>布類<br>(特別収集) | <br>燃えるごみ   | <br>プラスチック類         | 13<br><br>粗大ごみ<br> | <br>燃えるごみ   | 15 |  |
| 16 | 17<br><br>ガラス類                | <br>燃えるごみ   | <br>缶類 ペットボトル       | 20<br><br>びん類   | <br>燃えるごみ   | 22 |  |
| 23 | 24<br><br>ダンボール 紙パック        | <br>燃えるごみ | 26<br><br>プラスチック類 | 27<br><br>その他紙類   | <br>燃えるごみ | 29 |  |
| 30 | 31<br><br>新聞・チラシ            |  |  |  台風の予想進路次第で、ごみの収集を中止にする場合があります。   |  |    |  |

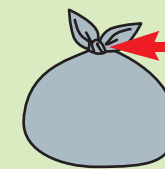
● 8月は  
住民 国民健康保険税  
の納期です。忘れずに納めましょう。

| 日  | 月  | 火  | 水   | 木   | 金  | 土  |
|----|--|--|---|---|--|----|
|    |  | 1<br><br>燃えるごみ                    | 2<br><br>缶類 ペットボトル    | 3<br><br>金属類         | 4<br><br>燃えるごみ  | 5  |
| 6  | 7<br><br>布類               | 8<br><br>燃えるごみ                    | 9<br><br>プラスチック類     | 10<br><br>ガラス類       | 11<br><br>燃えるごみ | 12 |
| 13 | 14<br><br>びん類             | 15<br><br>燃えるごみ                   | 16<br><br>缶類 ペットボトル   | 17<br><br>ダンボール 紙パック | 18<br><br>燃えるごみ | 19 |
| 20 | 21<br>敬老の日   | 22<br>秋分の日<br><br>燃えるごみ<br>(特別収集) | 23<br><br>プラスチック類    | 24<br><br>その他紙類      | 25<br><br>燃えるごみ | 26 |
| 27 | 28<br><br>電池 蛍光管<br>体温計 | 29<br><br>燃えるごみ                 | 30<br><br>缶類 ペットボトル |   |  |    |

●9月は  
国民健康保険税  
固定資産税  
の納期です。忘れずに納めましょう。

**注意** 同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って  
缶類とペットボトル、ダンボールと紙パック、電池と蛍光管・体温計はそれぞれ別の袋で出してください。  
「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」  
正しい分別にご協力ください。

令和  
2年度

# ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を必ず記入し、  
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

● 10月は  
住民 国民健康保険税  
の納期です。忘れずに納めましょう。

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|--|--|--|--|--|----|
|    |  |  |  | 1<br><br>金属類                          | 2<br><br>燃えるごみ    | 3  |
| 4  | 5<br><br>新聞・チラシ   | 6<br><br>燃えるごみ    | 7<br><br>プラスチック類                  | 8<br><br>布類                           | 9<br><br>燃えるごみ    | 10 |
| 11 | 12<br><br>ガラス類    | 13<br><br>燃えるごみ   | 14<br><br>缶類 ペットボトル<br>ふた・ラベルとる   | 15<br><br>粗大ごみ<br>玉名市 500円<br>粗大ごみシール | 16<br><br>燃えるごみ   | 17 |
| 18 | 19<br><br>びん類    | 20<br><br>燃えるごみ  | 21<br><br>プラスチック類                | 22<br><br>ダンボール 紙パック                 | 23<br><br>燃えるごみ  | 24 |
| 25 | 26<br><br>その他紙類 | 27<br><br>燃えるごみ | 28<br><br>缶類 ペットボトル<br>ふた・ラベルとる | 29<br><br>新聞・チラシ                    | 30<br><br>燃えるごみ | 31 |

各地区の回収日については、資源物と可燃ごみは、異なります。

10月

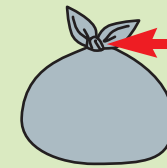
| 日  | 月                                 | 火                                     | 水                | 木                 | 金           | 土  |  |
|----|-----------------------------------|---------------------------------------|------------------|-------------------|-------------|----|--|
| 1  | 2                                 | 3<br>文化の日<br>燃えるごみ (特別収集)             | 4<br>プラスチック類     | 5<br>金属類          | 6<br>燃えるごみ  | 7  |  |
| 8  | 9<br>布類                           | 10<br>燃えるごみ                           | 11<br>缶類  ペットボトル | 12<br>びん類         | 13<br>燃えるごみ | 14 |  |
| 15 | 16<br>ガラス類                        | 17<br>燃えるごみ                           | 18<br>プラスチック類    | 19<br>その他紙類       | 20<br>燃えるごみ | 21 |  |
| 22 | 23<br>勤労感謝の日<br>ダンボール 紙パック (特別収集) | 24<br>燃えるごみ                           | 25<br>缶類  ペットボトル | 26<br>電池  蛍光管 体温計 | 27<br>燃えるごみ | 28 |  |
| 29 | 30<br>新聞・チラシ                      | <b>台風の予想進路次第で、ごみの収集を中止にする場合があります。</b> |                  |                   |             |    |  |

●11月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

**注意**

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って  
**缶類**と**ペットボトル**、**ダンボール**と**紙パック**、**電池**と**蛍光管・体温計**はそれぞれ別の袋で出してください。  
 「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」  
正しい分別にご協力ください。



令和3年

1月

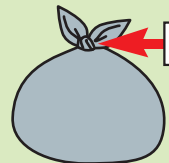
| 日  | 月   | 火   | 水  | 木   | 金   | 土  |
|----|---|---|--|---|---|----|
|    |   |   |  |   | 1<br>元日   | 2  |
| 3  | 4   | 5<br><br>燃えるごみ   | 6<br><br>プラスチック類  | 7<br><br>新聞・チラシ  | 8<br><br>燃えるごみ   | 9  |
| 10 | 11<br>成人の日<br><br>布類<br>(特別収集)   | 12<br><br>燃えるごみ  | 13<br> <br>缶類 ペットボトル   | 14<br><br>金属類    | 15<br><br>燃えるごみ  | 16 |
| 17 | 18<br><br>ガラス類   | 19<br><br>燃えるごみ  | 20<br><br>プラスチック類   | 21<br><br>びん類    | 22<br><br>燃えるごみ  | 23 |
| 24 | 25<br> <br>ダンボール 紙パック | 26<br><br>燃えるごみ | 27<br> <br>缶類 ペットボトル | 28<br><br>その他紙類 | 29<br><br>燃えるごみ | 30 |
| 31 |   |   |  |   |   |    |

●1月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

住民税

**注意** 同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って  
缶類とペットボトル、ダンボールと紙パック、電池と蛍光管・体温計はそれぞれ別の袋で出してください。  
「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集) …市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。  
※ただし、年末年始の持ち込みについては12月の広報たままでお知らせします。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」  
正しい分別にご協力ください。

令和  
2年度

# ごみ・資源収集カレンダー

● 行政区・氏名を必ず記入し、  
収集日の午前8時までに出してください。

- 1袋の重さは、10kg以下にしてください。(1世帯につき1回4袋までとしてください。)
- 事業活動(会社、飲食店、小売店、寺社など)から出るごみは収集しません。

2月

コンテナ回収地区については資源物と有害ごみはごみ袋だけ、各地区のコンテナ回収に出してください。

| 日  | 月                     | 火                              | 水                  | 木                                    | 金           | 土  |
|----|-----------------------|--------------------------------|--------------------|--------------------------------------|-------------|----|
|    | 1<br>電池<br>蛍光灯<br>体温計 | 2<br>燃えるごみ                     | 3<br>プラスチック類       | 4<br>金属類                             | 5<br>燃えるごみ  | 6  |
| 7  | 8<br>新聞・チラシ           | 9<br>燃えるごみ                     | 10<br>缶類<br>ペットボトル | 11<br>建国記念の日<br>ガラス類<br>(特別収集)       | 12<br>燃えるごみ | 13 |
| 14 | 15<br>布類              | 16<br>燃えるごみ                    | 17<br>プラスチック類      | 18<br>粗大ごみ<br>玉名市<br>500円<br>粗大ごみシール | 19<br>燃えるごみ | 20 |
| 21 | 22<br>びん類             | 23<br>天皇誕生日<br>燃えるごみ<br>(特別収集) | 24<br>缶類<br>ペットボトル | 25<br>ダンボール<br>紙パック                  | 26<br>燃えるごみ | 27 |
| 28 |                       |                                |                    |                                      |             |    |

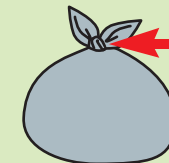
● 2月は  
国民健康保険税  
固定資産税  
の納期です。忘れずに納めましょう。

| 日  | 月  | 火  | 水   | 木  | 金  | 土          |
|----|--|--|---|--|--|------------|
|    | 1<br><br>その他紙類            | 2<br><br>燃えるごみ    | 3<br><br>プラスチック類               | 4<br><br>金属類    | 5<br><br>燃えるごみ  | 6          |
| 7  | 8<br><br>新聞・チラシ           | 9<br><br>燃えるごみ    | 10<br><br>缶類 ペットボトル<br>ふた・ラベルとる | 11<br><br>布類    | 12<br><br>燃えるごみ | 13         |
| 14 | 15<br><br>ガラス類            | 16<br><br>燃えるごみ   | 17<br><br>プラスチック類              | 18<br><br>びん類   | 19<br><br>燃えるごみ | 20<br>春分の日 |
| 21 | 22<br><br>ダンボール 紙パック      | 23<br><br>燃えるごみ   | 24<br><br>缶類 ペットボトル<br>ふた・ラベルとる | 25<br><br>その他紙類 | 26<br><br>燃えるごみ | 27         |
| 28 | 29<br><br>電池 蛍光管<br>体温計 | 30<br><br>燃えるごみ | 31<br><br>プラスチック類            |  |  |            |

**注意**

同じ日に収集するものでも、ごみ分別表に従って  
**缶類**と**ペットボトル**、**ダンボール**と**紙パック**、**電池**と**蛍光管・体温計**はそれぞれ別の袋で出してください。  
 「電池」「蛍光管・体温計」は、さらに水銀使用(袋に「水銀」と明記)と水銀未使用に分けて出してください。

●(特別収集)…市の収集のみ。東部環境センターへの持ち込みはできません。



中のごみが出ないように袋の口を結んでください。

「混ぜればごみ 分ければ資源」  
正しい分別にご協力ください。

# ごみ分別表

## 燃える ごみ (可燃物)



### ●紙おむつ

※汚物は取り除いてください。



### ●木くず 剪定くず

※30cm以内に切断して出して  
ください。

落ち葉、板切れ



### ●革製品

かばん、靴、ベルト

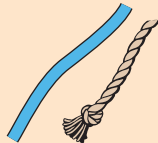
※金属の部品がついている場合  
は金属類に出してください。

野球のグローブ



### ●ホース、ロープ、ひも

※30cm以内に切って出して  
ください。



### ●ゴム

長靴、ゴム手袋



### ●生ごみ

料理くず、貝殻など

※水切りを十分してください。

食用油

※固め剤により固めるか、ポロ布などに  
しみ込ませてください。



### ●紙くず・紙類

臭気古紙(石けん・洗剤・線香の箱など)、  
カーボン紙、写真、感熱紙、加工された紙、  
ティッシュ、内側がアルミ箔の紙パックなど  
※資源物(ダンボール、紙パック、その他紙類)で  
出せないもの。



### ●プラスチック

歯磨き粉、練りからし、マヨネーズなどの  
チューブ容器、油容器、マジック、口紅など  
※汚れのとれないものや中が洗えないもの。



洗剤容器

※特に塩素系の洗剤容器はプラスチック類  
では出さないでください。



泥のついたプランター

### ●布きれ

汚れた衣類、はぎれ、断裁くず、  
運動靴、子供用ふとんなど

※子供用ふとんなどは、座ぶとんに切って出してください。



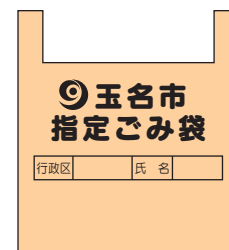
### ●その他

保冷剤、アルミ箔

使い捨てカイロ、乾燥剤



## 玉名市指定袋



大(平 袋): 25円(10袋入250円)

大(レジ袋): 25円(10袋入250円)

小 : 15円(10袋入150円)

特小 : 10円(10袋入100円)

## 粗大ごみシール



1枚:500円

お近くの小売店、スーパー、ホームセンター等で販売しています。粗大ごみシールは、レジや店員の方におたずねください。

**注意** ・新聞・布類・その他紙類・ダンボール・紙パック・ペットボトルなど「資源物」にまわせるものは、「資源物」として出してください。  
・個人情報に関わる書類などご心配の方は、シュレッダーにかけるか切断して出してください。

# リサイクル ごみ

## 金属類 (金属が使用されているもの)

- 鍋、釜  
フライパン



- 包丁、カッター

**注意** 刃があり危険なものは、新聞紙などで包んで「危険」と表示して出してください。



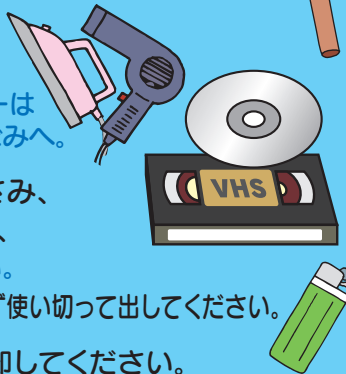
- テレビなどのリモコン、小型家電製品  
炊飯器、ドライヤー、ポットなど

- 金属使用のおもちゃ **注意** 電池・バッテリーはとり外し有害ごみへ。

- その他

ビデオテープ、カセットテープ、CD、洗濯ばさみ、金属製のふた、かさ、ボールペン、ヘルメット、電気コード ※30cm以内に切って出してください。

ライター **注意** 収集車両の火災につながります。必ず使い切って出してください。



**お願い** 携帯電話などは出来るだけ販売店へ返却してください。

## ガラス類 (割れたものを含む)

- ガラス  
窓ガラス、耐熱ガラス、クリスタルガラス、乳白色ガラス、ガラス製食器



- 油びん、哺乳びん、花びん、化粧びん

- 陶器、瀬戸物  
茶わん、湯のみ、皿、植木鉢などの陶器

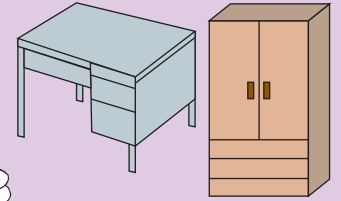


- 鏡、手鏡、化粧用コンパクト

**注意** ●収集の際、割れて危ないものは新聞紙などに包んで「危険」と表示してください。  
●飲料びん・食用びんは「びん類」に出してください。

# 粗大ごみ (指定袋に入らないもの)

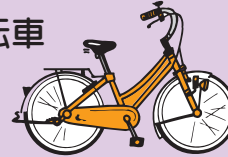
- 机、いす、タンス  
などの家具



- ふとん



- 自転車



- ストーブ、  
ファンヒーター

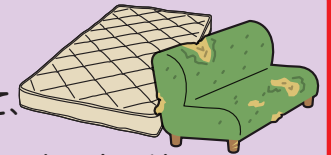


**注意** 燃料は、必ず抜いてください。

- 指定袋に入らない小型家電製品 掃除機、電子レンジなど  
(電池・バッテリーはとり外し有害ごみへ)

### 注意

- 内部に金属のバネなどが使われている  
マットレス、ソファなどは  
東部環境センターへ粗大ごみシールを貼って、  
直接搬入してください。  
(スプリング・コイルなどの金属が使用されていないものは、  
粗大ごみの日に出すことができます。)



※粗大ごみシールに行政区、氏名を記入し、粗大ごみとして出すものに貼って出してください。  
1品目【大人が持てる量】につき1枚の粗大ごみシールを貼ってください。

**注意** 家電リサイクル対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)及びパソコンは出せません。

## 直接持ち込めば引き取るもの

- スプリング入りマットレス・ソファ
- 引越し・大掃除により一時的に大量に出たごみ
- 注意** 種類ごとに分別し指定袋、粗大ごみシールで持ち込むようにお願いします。(計量により料金を支払う方法もあります。)
- タタミ ●リヤカー ●風呂釜 ●ドラム缶 ●太陽熱温水器 ●バッテリー (FRPを除く)

※自分で運搬できない場合は、市が許可した収集運搬業者(有料)を紹介しますので、環境整備課までお問い合わせください。

# ごみ分別表

## 資源物

### 缶類



(アルミ缶・スチール缶)

- 飲料用の缶、食用缶詰  
※中身を出して、簡単にすすぎ、漬さずに出してください。  
※缶から切りはなしたふたは、「金属類」に出してください。



- 菓子缶

- カセット式ガスボンベ・スプレー缶

**注意** 中身を使いきり、火の気のない風通しのよい場所で **穴を空けて出してください**。ガスが残っていると収集車の火災につながり危険です。



**注意** オイル・ペンキなど油の缶は、中身を出して「金属類」に出してください。

## びん類

- 無色びん

- 茶色びん

- その他色びん

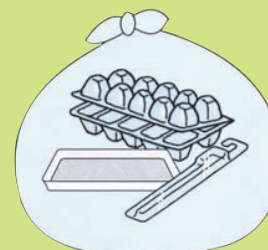
飲料・食用びん、ドリンク剤、青色・緑色・黒色びん

※ふたを取って、すすいで出してください。ふたは、材質によりプラスチック類、金属類に出してください。  
※生きびん(ビールびん・一升びんなど)は、できるだけ酒屋や販売店に返してください。



**注意** 油びん、化粧びん、割れたもの、乳白色ガラス・クリスタルガラス製品は、中身を出して「ガラス類」に出してください。

## プラスチック類



- プラスチックだけでできた製品できれいなもの  
プラマークがついた容器

**注意** きれいにすすぎ、ふたをはずして出してください。

プラマークがついた袋類、ポリ袋、ラップ類、レジ袋、ビニール袋

- 発泡スチロール

- 食品用トレイ

カップめん、プリン、ヨーグルト容器、卵パックなど

**注意** お湯できれいにすすぎ、水気を切ってください。汚れたものは、「燃えるごみ」へ出してください。

- プラスチック製のふた(ペットボトルのふたなど)



## ×プラスチック類としては出せません

汚れたもの(中身が残っていたりきれいにできないもの)

塩素系洗剤容器、アルミ箔圧着の錠剤容器

冷凍食品やお菓子等の内側が銀色の袋

燃えるごみへ

金属が使われているもの

バネがないもの  
シャンプー等のポンプ式のふた

ガラスが使われているもの

金属類へ

バネがあるもの

ガラス類へ

**注意** 指定袋に入れる際は、中身がわかるようにして出してください。レジ袋などで小分けにして中身が見えない状態で出さない事。

## ペットボトル

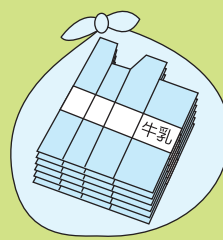


●PET 1 マークのついた飲料用、酒、調味料の容器

※ふた・ラベルをとって、簡単にすすぎ、漬さずに出してください。  
ふた・ラベルは「プラスチック類」に出してください。

**注意** プラスチック製容器でPET1マーク以外のものは、「プラスチック類」に出してください。

## 紙パック

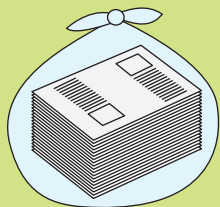


●紙パック・牛乳パック

※水ですすぎ、切り開いて乾燥して重ねて出してください。

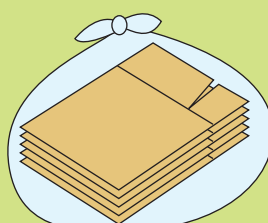
**注意** 酒パックなど内側がアルミ箔やビニール被膜のものは、「燃えるごみ」に出してください。

## 新聞・チラシ



**注意** 汚れたもの、ナイロン被膜のチラシは「燃えるごみ」に出してください。

## ダンボール

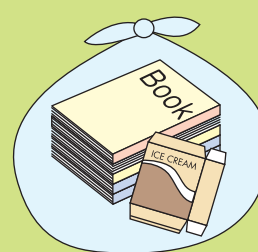


ダンボールの断面

※切り開いたり、折りたたむなどして指定袋に入れて出してください。

**注意** 油や塗料などで汚れたものは「燃えるごみ」に出してください。

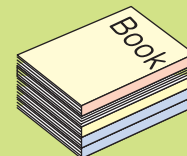
## その他紙類



●雑誌・週刊誌、漫画本、カタログ

●包装紙、ハガキ、封筒

●菓子箱

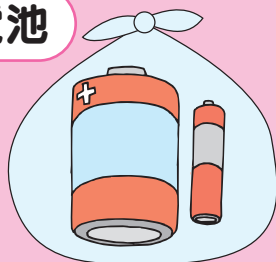


※たたむか折るなどして出してください。

**注意** ・臭気古紙(石けん、洗剤、線香の箱など)、加工された紙(ビニール被膜のもの、油紙、カーボン紙、窓フィルムのついた封筒など)は「燃えるごみ」に出してください。  
・窓付き封筒やティッシュの箱は、ビニールを取り除いてください。

## 有害ごみ

### 電池



●筒型乾電池

**お願い** 小型充電式電池はリサイクル協力店の「黄色いリサイクルボックス」に出してください。

**注意** 水銀使用の電池は別の袋で「水銀」と明記して出すこと。

### 蛍光管・体温計

●蛍光灯

●体温計

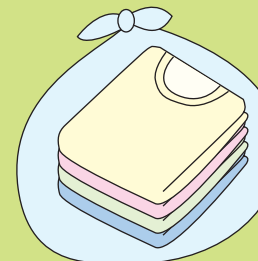
●電球



**注意**

体温計、温度計、血圧計で水銀使用のものは別の袋で「水銀」と明記して出すこと。

## 布類



●古着・古布

衣類、タオルケット、帽子、ハンカチなど  
※衣類は、ポケットの中のものを取り除いて、洗濯してから出してください。

**注意** 汚れているものは「燃えるごみ」に出してください。

※「布類」として出せないもの  
毛布、ふとん、枕、ぬいぐるみ、雨ガッパ

●破損している場合は「危険」と追記してください。  
※種類ごとに指定袋に入れて出してください。(他種との混入はしないでください。)

# 収集しないもの

## 収集も持ち込みもできないもの

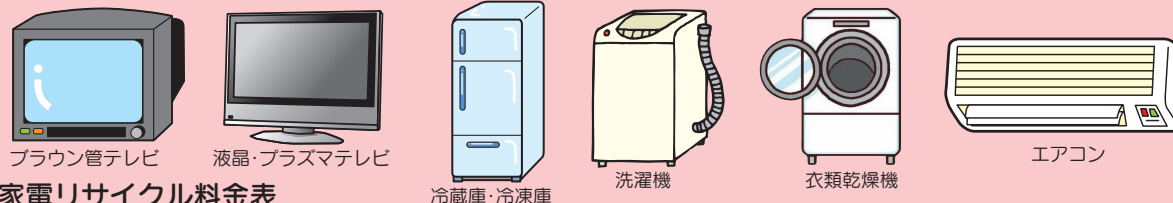
### 家電リサイクル品

●テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

※家電リサイクル法により廃棄する際に、リサイクル料金がかかります。

### ●リサイクル(廃棄)の方法

- ①購入した販売店に引き取りを依頼する。
- ②市が許可した収集運搬業者に処理を依頼する。
- ③郵便局でリサイクル券を購入し、メーカーの回収指定場所へ自ら運搬する。



### ●家電リサイクル料金表

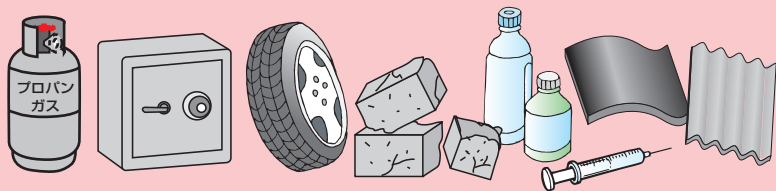
| 料金                | 品目                      | テレビ     | 冷蔵庫(冷凍庫) | 洗濯機・衣類乾燥機 | エアコン  |
|-------------------|-------------------------|---------|----------|-----------|-------|
| リサイクル料金<br>(消費税別) |                         | 1,200円~ | 3,400円~  | 2,300円~   | 900円~ |
| 収集・運搬料金           | 各小売店や収集運搬許可業者におたずねください。 |         |          |           |       |

※リサイクル料金は、メーカー・型式により異なります。家電リサイクルセンターアドレス <http://www.rkc.aeha.or.jp>

ご自分で持ち込まれる場合は、  
 熊本新明産業(株) 熊本市南区南高江3丁目3番53号 TEL(096)357-1773  
 九州産交運輸(株) 上益城郡益城町平田字深迫2526 TEL(096)388-2511  
 久留米運送(株) 大牟田市四山町80-30 TEL(0944)57-2151  
 白石自動車(有) 大牟田市新開町3-48 TEL(0944)52-3366

## 収集することも清掃センターに持ち込むこともできないもの

※購入先や専門の処理業者に処理を依頼してください。



岩、医療系廃棄物、FRP強化プラスチック、化学薬品、ガスボンベ(LPG)、瓦、金庫(耐火金庫)、コンクリート(製品・屑)、砂利・土砂、焼却灰、スレート、タイヤ、タイル、廃油、農機具類・農業用ビニール・農業容器、レンガ、フロンガス使用の家庭用電化製品など

## 事業所からでるごみ(事業系一般廃棄物)

●飲食店、商店等からでるごみは、法令に基づき自ら清掃センターに持ち込むか市の許可業者に処理を委託してください。

※指定袋による持ち込みはできませんので、計量による料金が必要です。  
 ※事業所であっても家庭との併用住宅の場合、家庭から出たごみについては、収集します。

●清掃センターに直接持ち込む場合

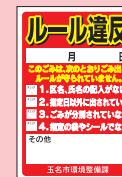
**計量による料金**  
 ●燃えるもの…10kg 150円 (税別)  
 ●燃えるもの以外…10kg 350円

※分別や出し方については、家庭ごみの出し方に準じます。

## ルール違反ごみ

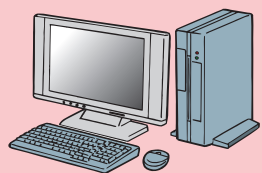
違反ごみが出ている場合、そのごみは収集できません。ルール違反シールを貼ってお知らせしますので、正しく分別し直して、シールをはがすか、シールに×印をつけて、次回の収集日に出してください。

- 指定されたごみ袋以外で出ている場合
  - 粗大ごみシールが貼られていない場合
  - 収集日が違う場合 ●分別されていない場合
  - 集積場所が違う場合
  - 行政区・氏名が記入されていない場合
- ※その他、内容を書いてお知らせします。



## パソコン

●パソコン本体、パソコンディスプレイ、ノート型パソコンなど  
 ※PCリサイクル法により廃棄する際に、PCリサイクルマークがついていないものは、リサイクル料金がかかります。



### ●リサイクル(廃棄)の方法

- ①お持ちのパソコンメーカーへホームページか電話により回収を申し込んでください。
- ②自作のパソコンやメーカーが倒産している場合などは、パソコン3R推進協会へお問い合わせください。  
 アドレス <http://www.pc3r.jp> ☎03(5282)7685

※料金は、メーカーにより多少異なることがあります。

# コンテナ回収

コンテナ回収は、実施地区ごとに日時・場所を決めて資源物を持ち込み、コンテナごとに分別して回収する方法です。  
コンテナ回収は、悪天候により中止になる場合がありますのでご理解ください。

## 実施地区

- **地区** のコンテナ回収は、地区内の住民に限ります。

### 第1日曜日

(実施場所・実施時間は変更になることがあります。)

| 地区    | 実施場所      | 実施時間      |
|-------|-----------|-----------|
| 南岩崎   | 地域振興局     | 8:00~9:00 |
| 糠峯団地東 | 糠峯東児童公園   | 8:00~9:00 |
| 舟津    | 規工川建設裏    | 7:30~9:00 |
| 一本松団地 | 一本松団地内    | 8:00~9:00 |
| 八嘉中央区 | 八嘉小学校前駐車場 | 8:00~9:00 |
| 大坊    | 旧水道局      | 8:00~9:00 |
| 中土東   | 岱明町公民館駐車場 | 8:00~9:30 |
| 中土西   | 大浦様倉庫     | 7:00~8:30 |

### 第2日曜日

| 地区   | 実施場所        | 実施時間      |
|------|-------------|-----------|
| 小浜   | 小浜公民館       | 7:30~9:00 |
| 晒    | 晒公民館        | 8:00~9:00 |
| 合田   | 合田公民館       | 8:30~9:00 |
| 榎原   | 区が指定する場所    | 7:30~8:30 |
| 樋ノ元  | 広田砂利駐車場     | 8:00~8:30 |
| 大倉団地 | 大倉団地内明治屋食品前 | 8:00~9:00 |

### 第3日曜日

| 地区    | 実施場所         | 実施時間             |
|-------|--------------|------------------|
| 北繁根木  | 武道館          | 7:00~8:15        |
| 山田上   | JAたまな        | 4~9月 7:00~ 9:00  |
| 山田下   | 築山支所奥広場      | 10~3月 8:00~10:00 |
| 中尾    | 清田税理士事務所横空き地 | 8:00~9:00        |
| 糠峯団地西 | 糠峯団地内集会場     | 8:00~9:00        |
| 大倉本村  | りきたパッケージ横    | 4~10月 7:00~8:00  |
|       | 大倉本村公民館前     | 11~3月 8:00~9:00  |
| 桃田    | 桃田運動公園体育館裏   | 8:00~9:00        |

## コンテナ回収品目

- 無色透明びん ●茶色びん ●その他のびん ●生きびん
- スチール缶 ●アルミ缶 ●その他の缶 ●新聞・チラシ
- ダンボール ●紙パック ●その他紙類 ●布類
- ペットボトル ●プラスチック類

※プラスチック類は、中土東地区、中土西地区では回収しません。

- 電池 ●蛍光管・体温計

**注意** コンテナ回収は、区民の方がボランティアで指導員をされています。びん、缶、ペットボトルの中が洗ってなかったり、分別がきちんとされていないと指導員の負担が大きくなります。資源物を持ち寄る際は、地区の分別指導員の指示に従ってください。

# 直接搬入

## 東部環境センター

●玉名・横島・天水地区のごみ搬入先



# 違法なごみ処理

## 罰則

ごみの焼却(野焼き)、ごみの不法投棄:5年以下の懲役または、1千万円以下の罰金またはその併科に処せられます。

## ごみの焼却(野焼き)

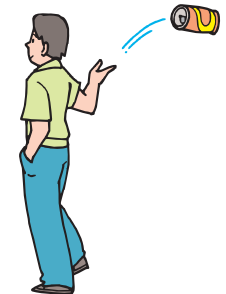
家の周りや海岸で地面に穴を掘ったりドラム缶などで、ごみを焼却処理することは「野焼き」とみなされ、法律で禁止されています。

付近への迷惑になるばかりでなく、有害物質の発生や火災の原因にもなりかねません。絶対にごみは自分で燃やしたり、捨てたりしないようご注意ください。



## 不法投棄

不法投棄とは、みだりに道路・川・海・山林・田畑などに、廃棄物を捨てることをいい、地域の景観を損なうだけでなく自然環境を破壊し、私たちの生活環境にも悪影響を及ぼします。



## 搬入上の注意

- 指定ごみ袋、粗大ごみシールを使用して搬入してください。
- 施設内では、誘導員、係員の指示に従い種類ごとに決められた場所に搬入ください。

## ごみの大きさ

- 可燃物の木製品 長さ30cm 直径3cm以内
- 粗大ごみ 長さ1.5m 厚さ15cm以内

## 計量による料金 (税別)

- 燃えるもの 10kg150円
- 燃えるもの以外 10kg350円

## 受付時間

- 平日のみ(月曜～金曜)祝祭日を除く
- 8:45～16:00**
- 年末年始の搬入日時については12月の広報たまなでお知らせします。

## 場所

玉名郡玉東町木葉386番地

## 東部環境センター

持ち込み、リサイクル提供品に関する問い合わせ先  
**☎0968-75-5050**

## 玉名市環境整備課

カレンダー、収集に関する問い合わせ先

**☎0968-75-1118**

## リサイクル提供品のお願い

まだ十分使えるけど、不要になった家具・自転車・衣類・本などがありましたら、東部環境センターまでお持ちください。状態を確認のうえ、引き取らせていただきます。(家具・自転車などの運搬手段がない場合は、ご連絡頂ければ引き取りに伺います。)